

18.26. Sep 2012

職員が180名、臨時職員等が常勤のパート職員を含めて115名であり、臨時職員等の占める割合は、39%となっている。

**問 治体職員の悪条件に対する改善策および周辺自治体と比較し、誇るものについて**

答 本町においては、給与決定の原則を踏まえ、国および県の取り扱いに準じた措置を講ずるため、人事院勧告および愛媛県人事委員会勧告に基づいて関係条例・規則等を改正し、給与等の勤務条件の改善を行っている。

平成10年度以降の人事院勧告の状況を見ると、平成19年度のプラス勧告を除いて、給料および期末勤勉手当の両方もしくは一方の引き下げか、据え置きの勧告が出されており、平成10年度と比較すると、給料においては、2・5ポイント減、期末勤勉手当においては、1・3ヶ月減の3・95カ月分になつてている。

また、平成18年度から5年間にわたり実施された給与構造改革において、給料表の平均4・8%引き下げ、中高年齢層の給与水準の7%引き下げ等がされており、以前と比較して、国家公務員および地方公務員全体の給与等の水準が著しく低下してきているのが実状である。

しかし、景気の低迷が続く中、多様化する住民ニーズに対応するため、さらなる行政改革が求められていること、また、地方公務員の給与決定の原則か

らしても、周辺の市町との均衡を考慮しないで、本町だけが独自に職員の給与等を改善することにはならないと考えている。

**【最終地点における車両の回転場と、自宅への降り口道の改善について】**

**問 大宿部落権太組における車両回転場の早急な対応について**

答 現場を調査してみると、その終点部は路体部分だけでなく山川に切り込んで多少の広がりを確保しているようだが、道路表側は農地へ下りる坂道を作る必要があつたため、その分車両を回転させるには広がり部分が十分な幅がとれていない状態となつてているようである。

道路改良時には、回転場が狭いということを地元から直接聞いていないようだが、緊急車両等が進入した場合は回転が困難があるので、終点部には回転場の設置は必要であると判断している。地元地権者と用地の交渉を行い、スマートに回転できるスペースを確保したい。

**問 他地区において同様の事例はないか**

答 町道を整備する場合は、道路構造令等に基づき、路線内には待避所、終点部には車両回転場となるスペース等を確保することとなつていているため、新たに整備する場合には当然に設置されることになつてている。

ただ、農道等で開設され、その後町

道に認定されたもので、現在未改良の路線等においては、開設時の幅員が3m程度と狭いこともあり、車両の回転がスムーズに行えない場合もあり、そのような箇所は他にも何箇所か見られる。

これについては、必要に応じ現地調査の上、緊急性等を勘案しながら、順次対応したいと考えている。

**問 大宿部落権太組における自宅への降り口道への早急な対応について**

答 それぞれ住宅裏の部分へは路面排水等が直接浸水しないように対策を行つてあるが、小道の部分は人の通行等に支障があるため手立てをしていないようである。

現在は道路勾配が急な箇所もあるため、これまで大雨のたびに宅地の中まで相当な水量が流入したと伺つたので、その解消のためできる限り早期の対応について検討したい。

**【介護保険料増額などの問題と、国への要求対応等について】**

**問 地方から国に対する強い要求行動がないことに対する町長の考え方について**

答 介護保険料については、3年ごとに策定している鬼北町介護保険事業計画の第5期事業計画により、平成24年度から平成26年度までの3年間の保険料が改定となつたものであり、県内20市町のうち、19市町が第4期に比べ第5期介護保険料が増額となつており、

鬼北町を含む新たに10市町が基準月額5,000円を超える状況となつている。また、介護給付費の財源構成については公費と保険料とで賄われることとされており、その負担比率はそれぞれ50%ずつとなっている。

そのうち、公費については制度創設以来、国が25%、都道府県が12・5%で市町村が12・5%で計50%と定められている。また、保険料については、第5期計画から第1号被保険者保険料が21%、第2号被保険者保険料が29%で計50%となつていて、したがつて、ご指摘のような「はじめは50%もあつたものが、そのあとどんどんけずられた」という事実はない。ただ、本制度が導入された当初において、新たな負担をできるだけ軽減し円滑な制度導入を図るため、平成12年4月から9月までの6ヶ月間については第1号被保険者の保険料徴収が凍結され、平成12年10月から1年間は半額徴収、平成13年10月から全額徴収という、时限的な負担軽減措置が実施された経緯がある。

国に対する働きかけについては、これまで取り組んできたが、介護保険制度の見直しと併せ、納付者や保険者の負担がこれ以上増えないように、また、少しでも負担軽減が図られるように、国における財源措置等を講じてもうよう、県内の各市町と連携しながら、県市長会や県町村会等を通じて国および関係機関にこれまで以上に強く要望していきたいと考えている。